



保健福祉センター

発信@みなくる

10月1日より赤い羽根共同募金がはじまりました

赤い羽根共同募金運動はだれにでもできる福祉参加運動です。「だれもが安心して暮らせるまちづくりのため」みなさんのあたたかい思いやりを赤い羽根にお寄せください。

募金運動期間 10月1日から12月31日

募金は町内でこのような活動に使われています。

- ・小地域ネットワーク活動
- ・障がい者福祉対策事業
- ・高齢者生きがい対策事業
- ・一人親家族交流会事業
- ・子ども会スポーツ交流会事業
- ・車両購入等事業

地域包括支援センターが高齢者の
自宅に訪問する際に使用しています。



募金窓口

共同募金会南富良野分会（社会福祉協議会内）

平成21年10月1日以降に出産される国民健康保険加入者の方へ

平成21年10月1日以降の出産から「出産育児一時金」が次のとおり変わります。

金額の引き上げ

平成21年10月1日以降の出産に対して出産育児一時金が38万円から42万円に変わりました。

直接支払制度の開始（支払方法の変更）

これまで「出産育児一時金」は、原則、出産後（事前申請は除く）の申請に基づき被保険者の方へ支給していましたが、今後は、分娩機関から請求される出産費用について、42万円の範囲内で南富良野町から出産された分娩機関へ「出産育児一時金」を直接支払うこととなります。

このため、出産前に多額の現金などを準備しておく必要がなくなります。

出産費用が42万円以上請求される場合でも、42万円までが直接支払制度の対象です。42万円を超える部分については、被保険者の方が分娩機関の窓口でお支払いをお願いします。

出産費用が42万円未満で収まった場合は、後日、差額分を被保険者の方に支給しますので、出産にかかった費用のわかるもの（請求書など）印鑑、振込先の確認できるものをご持参のうえ、保健福祉課介護医療係の窓口で申請してください（振り込みまでに2ヵ月から3ヵ月かかります）。

直接支払制度の利用については、出産予定の分娩機関へ申請が必要になります。直接支払制度の利用を希望されない場合は、従来の支給方法（出産後の申請に基づき支給）も可能です（振り込みまでに2ヵ月から3ヵ月かかります）。

問い合わせ

保健福祉課介護医療係 52 - 2211

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる
保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711